

## ふくおか地産地消応援直売所 実施要領

### 1 趣旨

直売所は、生産者にとっては、重要な販売ルートのひとつとして、近年その位置づけが高まっており、農家所得の向上に大きく貢献している。一方、消費者からは「新鮮」「安全・安心」の観点で高い評価を受けており、地産地消の拠点として、その重要性が増している。

消費者にとって直売所の最大の魅力は、地元産品の豊富な品揃えである。また、地産地消を進めるためにも、地元産農林水産物の販売を増やすことは重要である。

このため県では、地元産率が高い直売所を「ふくおか地産地消応援直売所」（以下「応援直売所」という。）として登録し、積極的にPRする等の支援を行い、県民が県産農林水産物を積極的に購入する機会を増やすことにより、地産地消の推進を図るものである。

### 2 直売所の定義

生産者又は生産者のグループが、自ら生産した農林水産物を定期的に消費者に直接販売するための以下の場所又は施設。

- ① 生産者又は生産者のグループが、自ら開設したもの。
- ② 市町村、第三セクター、農業・漁業協同組合、企業等が開設した施設や道の駅に併設された施設を利用するもの。

※ 無人施設や自動車等による移動販売、果実等の季節性が高い農林水産物を販売するためにその時季に限って開設されるものは除く。

### 3 登録要件

- ① 県内で生産された農林水産物を販売する目的で、県内において営業していること。
- ② 全農林水産物の年間取扱額に占める地元産農林水産物の割合（地元産率）が、概ね8割を超えていること。ただし、加工品は除く。  
※地元産：当該直売所が所在する農協・漁協区域内又は市町村管内で生産されたもの
- ③ 食品表示法、食品衛生法等、関係法令を遵守しており、直売所責任者が、各種法令の説明会等を受講していること。
- ④ 出荷者に生産履歴の提出を義務づけており、かつ農薬の適正使用について周知を行っていること。
- ⑤ 代表者・役員が暴力団員等に該当せず、また密接な関係もないこと。

### 4 応援直売所の登録

- (1) 応援直売所への登録を希望する直売所は、登録申込書（様式第1号）を県へ提出する。
- (2) 県は、登録申込書の内容を確認の上、登録を行い、登録証を送付する。

### 5 応援直売所に対する県の支援

- (1) ホームページや県の広報媒体等を活用して、応援直売所をPRする。
- (2) 応援直売所に対して、PR用ののぼり等を提供する。
- (3) 県が実施する直売所に対する支援事業を優先的に受けることができる。

### 6 登録期間

登録の日から3年間とし、その後、登録取り消しの申し出がない限り1年毎に自動更新する。

附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。